

## 里親への包括的支援体制の抜本的強化と家庭養育原則の徹底

検討項目	現状・課題	今後の方向性
新たな里親の獲得に向けた普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○制度についての社会の認知度が課題</li> <li>⇒都民対象のアンケート調査及び企業対象のアンケート調査を実施して把握（調査結果は第6回部会で報告予定）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間のノウハウも活用したターゲットを絞った普及啓発</li> <li>・区市町村と連携した普及啓発</li> </ul>
里親委託候補とする児童の増加に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○里親委託候補となる児童が少ない。</li> <li>・実親の同意が取れないケース、家庭復帰ケースが課題〔児相調査より〕</li> <li>⇒家庭復帰ケースについては、児相に追加調査を実施</li> <li>家庭復帰に向けた交流の実施状況、里親委託に適さない理由、里親委託率向上のために必要な取組を調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養育困難を抱える保護者への広報、個々のケースにおける実親への丁寧な説明</li> <li>・里親の実親支援に係る機能の強化</li> </ul>
未委託家庭の委託と活用促進に向けた取組（短期委託、一時保護委託、レスパイト受け入れ等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○未委託の登録家庭が多く、短期委託や一時保護等での活用促進が課題</li> <li>・養育家庭登録数564、委託家庭数338（平成30年度末時点）</li> <li>・一時保護のケースでは、保護所の定員に空きがないために保護先の確保が難航することが多い。</li> <li>○都は、養育家庭と養子縁組里親の二重登録を認めていない</li> <li>・制度の目的が異なるという考え方により運用</li> <li>・他県では、埼玉県・千葉県・神奈川県は可、大阪府は不可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里親への一時保護についての理解の促進、円滑な一時保護委託のための取組の推進</li> <li>・認定・登録のあり方の検討</li> </ul>
研修等の充実による、里親の希望児童の偏りの改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>○養育家庭が受託を希望する児童の年齢に偏り</li> <li>・6歳以下を希望する家庭が6割を超える一方、13歳以上は2割未満</li> <li>○中高生を受託する里親は経済的負担が大きい（通信費や高校生の塾代、部活動費など）</li> <li>○支援が難しい児童に対応できる里親が不足</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中高生を希望する里親を増やすための普及啓発の実施</li> <li>・障害児や被虐待児、高齢児を受託する里親への支援の充実</li> <li>・専門養育家庭のリクルートと活用</li> </ul>
ファミリーホーム数の拡大に向けた取組、支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ファミリーホームの設置に関して、都は独自の上乗せ基準を設定</li> <li>・養育家庭移行型の場合は開設時に4人の受託児童がいることが必要等</li> <li>○ファミリーホーム制度についての社会の認知度が課題〔アンケートより〕</li> <li>○事務費や高校生の塾代など、措置費の支弁が不十分〔同上〕</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定・登録のあり方の検討</li> <li>・制度周知のための普及啓発の充実</li> <li>・安定的な運営のための支援の充実</li> </ul>

## 検討項目

## 現状・課題

## 今後の方向性

フォスタリング業務を民間機関へ委託(モデル)した際の児童相談所との役割分担及び連携について

- 改正児童福祉法では、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子供と里親家庭のマッチング、里親家庭のマッチング、里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の業務を都道府県業務として規定
- 都は現在、民間フォスタリング機関未設置  
(業務の一部を民間里親支援機関等に委託し、施設の里親支援専門相談員等と連携したチーム養育体制による里親支援を実施)

- ・可能な限り包括的に業務を委託する形でのスキームの検討
- ・養育家庭センターの反省も踏まえたフォスタリング機関と児童相談所との連携のあり方の検討

里親制度に対する都民の理解促進や社会全体で里親子を支援する意識の醸成を目的とした普及啓発

- 制度についての社会の認知度が課題
- ・申請に当たってハードルに感じたこととして、家族・親族の理解を得ることを挙げている里親が多い〔里親アンケートより〕
- ・共働き家庭が多いことから、職場の理解・支援も必要

- ・制度周知のための普及啓発の充実(具体的な手法については、都民・企業アンケートの結果を踏まえて検討)

チーム養育体制の充実に向けた体制強化及び人材育成

- 現在の体制についての評価とさらなる充実に向けた改善が必要
- ・児相(親担当、子担当)と関係機関との情報共有が十分でない、時間がかかる
- ・里親支援機関の専門性をもっと活用できるのではないかと〔親担当アンケートより〕
- ・里親にとって各関係機関の役割分担がわかりにくい
- ・児童福祉司の人事異動により長期にわたる信頼関係が築けない

- ・フォスタリング機関事業を取り入れることによる一貫性・継続性のある支援の実施

不調事例等を踏まえ、養育家庭等の養育力向上に向けた研修及び里親相互による支援の強化

- 里親の養育力の向上と里親への支援の充実が必要
- ・里親から措置変更となったケースでは、児童の特性に合わせた対応ができなかったケースが多い〔措置変更に関する調査より〕
- ・里親がペアレントトレーニングを習得する必要がある〔児相調査より〕

- ・研修の充実、受講促進
- ・里親への支援の充実(不調に至る前の早期のニーズへの対応)

委託児童の自立支援及びアフターケアの取組の検討

- 自立前後の支援が不足している。
- ・自立のための支援に関する情報提供があればよかった
- ・自立後の支援がほぼない、生活に関する相談先がない
- ・措置解除の前に児童本人が意見を表明できる機会を確保してほしい
- ・進学のための予備校代等の支弁が不十分〔以上、当事者ヒアリングより〕
- 措置解除後も元里親が支援を担っていることが多い〔里親アンケートより〕

- ・委託児童向けの情報提供の実施
- ・自立の準備からアフターケアに至るまでの(本人参加も含めた)相談体制の強化
- ・進学のための支援の充実

特別養子縁組に関する取組の推進

検討項目	現状・課題	今後の方向性
<p>特別養子縁組制度への認知度向上に向けた取組について</p>	<p>○制度についての社会の認知度が課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの取組として、ポスター作成、特定不妊治療を実施する医療機関へのリーフレットの配布、助産師会等に対する研修等を実施。さらに今年度は若い世代を対象に子供を持つということについての総合的な普及啓発も実施予定</li> <li>⇒現状については、都民及び企業対象のアンケート調査を実施して詳細を把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間のノウハウも活用したターゲットを絞った普及啓発</li> <li>・制度周知のための普及啓発の充実（詳細は第6回部会で検討予定）</li> </ul>
<p>養子縁組里親への支援の充実と、養子縁組成立後の養親子への支援のあり方について</p>	<p>○「新しい社会的養育ビジョン」では、特別養子縁組の推進が求められているが、都の施策において養子縁組里親への支援が不十分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託前の交流期間における経費について都は独自に補助をしているが、対象は養育家庭のみ</li> </ul> <p>○平成28年の児童福祉法改正により都道府県業務として規定された縁組成立後の養親子への支援が不十分</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交流中の養子縁組里親への支援の充実</li> <li>・縁組成立後の養親子への相談支援の充実</li> </ul>
<p>特別養子縁組を前提とした新生児委託推進事業の事業拡大の方向性の検討</p>	<p>○平成29年度からモデル事業として実施してきた中での課題を踏まえ、本格実施に向けて、スキームの見直しが必要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児院の在籍枠の確保が1枠しかないため、活用が制限される(時期が重複したために本事業を活用できなかったケースが平成30年度末までに7件発生)</li> <li>・新生児里親として登録されている家庭の数が十分でない。(平成30年度末時点で7家庭)</li> <li>・委託に至るまでの期間が非常に短いことから、里親の負担や不安が大きい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニーズに対応できる体制の整備</li> <li>・新生児里親数増加のための取組</li> <li>・委託後の里親への支援の充実</li> <li>・地域の関係機関への周知等の普及啓発</li> </ul>
<p>民間養子縁組あっせん機関の支援のあり方と児童相談所との連携について</p>	<p>○民間あっせん機関による都道府県を越えたマッチングに対して、適切な支援を行うことが必要</p> <p>○都と都内の民間あっせん機関との間で、マッチングやマッチング後の支援に関して連携が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都の養子縁組里親の中に適切な養親候補者がいない場合に連携できるようにしてほしい〔民間あっせん機関へのアンケートより〕</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都外の子供のあっせんや都外の機関によるあっせんへの対応</li> <li>・児童相談所と民間あっせん機関との連携会議の開催による情報共有</li> <li>・養親の相互紹介に係る体制の構築と円滑な運用</li> </ul>
<p>民法改正への対応</p>	<p>○特別養子制度の対象年齢の拡大等を内容とする民法改正法が成立(令和元年6月14日公布／施行は公布から1年以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・養子候補者の上限年齢(現行)原則6歳未満⇒(改正後)原則15歳未満</li> <li>・二段階手続の導入(特別養子適格の確認の審判+縁組の成立の審判)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに対象となる年齢の児童への対応の検討</li> <li>・認定・登録のあり方の検討</li> </ul>